御発言メモ

平成17年9月16日

1.1-2-10 原子力研究開発ですがやはり扱いが少ないように思えましたのでこれからの施策の段階で考慮していただければと思います。

2. (2) 安全文化の確立・定着と運転管理の継続的改善

安全に関してもっと柔軟に、良いと思ったことはすぐ取り入れるというスタンスとしての書き方が少し弱いかと思います。

リスク情報の活用は大切ですが、考え方を専門家だけでなく、意識を共有するために、一般の人にも理解してもらう仕組みをどのように作るかということも大切だと思います。 地域も含め全ての分野の人が当事者という土俵をつくるべきなので、「リスク情報を活用するなどし(p.25)・・」では不十分とも受け止められます。

3. 高経年化対策

修復や補修を含む事故・故障は起こりうることを前提に、それらを「あらかじめ認知 して当初設計に盛り込んでおく」ことが肝要だと思います。

修復・補修については対処療法のような印象を受けます。施設の修復や補修は必ず起こるので、起こったら直ちにその部分だけを効率的に換えるようにすべきだと思います。

4. リスクコミュニケーション

これは非常に重要だと思いますが、国民に安全のみを一方的に言うのではなく(安全 文化のあり方検討など)「一緒にリスクを共有する。」という考え方が基本的に必要だと 思います。

国民との相互作用活動については一生懸命相手を納得させる作業はやめるべきだと思います。

安全の認識は共通の土俵でないとできないからです。加害者、被害者ではなく双方が当事者です。原子力エネルギーを使う方、作る方が一緒になって同じ目線で考えることが大切です。その考えるツールがリスク管理だと思います。

リスクを使うと対立を排除した土俵ができると思います。何がプラスで何がマイナスの リスクかまたそれらのリスクをどうしたら最適化できるのか。これらのリスクを科学的に、 定量的に把握していくことが互いの納得になり、また信頼関係を築くことになると思いま す。

はじめに

今まで31回の会議において、1度も欠かさず意見書を発表させて頂いた。今回もまた発表させて頂く。なお付録として、原子力政策大綱への少数意見(9月16日案)」を載せた。この加筆修正版を、おそらく最終回となるであろう第33回策定会議(9月29日)で、改めて発表したい。原子力政策大綱が一諮問委員会の意見ではなく、政府方針つまり閣議決定となるならば、少数意見は閣議に諮られる時点で、外して頂くのもやむを得ないが、そうでない場合は多数意見のあとに併記して頂きたい。政策大綱の内容に関して筆者が歴史的な連帯責任を負うものではないということを明確に示すためには、この手続きが不可欠である。

- 1.核燃料サイクル政策国際評価パネル(ICRC)報告書について
- 1 1 . 今回、机上配付させて頂く「核燃料サイクル政策国際評価パネル(ICRC , In ternational Critical Review Committee on the Long Term Nuclear Program)報告書について簡単に説明する。
- 1 2 . それは、新計画策定会議が第12回会議(2004年11月12日)において決定した「核燃料サイクル政策に関する中間取りまとめ」に対する、第三者的立場からのプロフェッショナル・レビューである。

第三者的プロフェッショナル・レビューは、国際的には、学術論文、設計図、公共政策などにおいて、日常的に行われるものであるが、原子力政策大綱(案)の全部又は一部に対しては、まったく行われていない。そうした欠落を埋めるため、高木仁三郎市民科学基金(高木基金)が、「核燃料サイクル政策国際評価パネル(ICRC)の実施を、専門家グループに委託した。民間非営利活動法人環境エネルギー政策研究所(ISEP)が、その事務局をつとめることとなった。

こうしたレビュー作業は本来、原子力委員会が資金と情報を潤沢に提供して、立場の異なる複数の専門家グループに対して実施してもらうべきものだが、その見込みがないので 高木基金が募金と自己資金(これも今までの募金と遺産)によって、実施したものである 1 - 3 . 国際評価パネルICRCのメンバーは、海外側 4 名、日本側 5 名の、合計 9 名である。委員の選定にあたっては、再処理路線に批判的であることを共通基準としつつ、原子力発電に対しては、否定的な者とそうでない者を、ともに揃えるよう配慮した。また海外側委員については原子力開発利用の主要国(アメリカ、英国、フランス、ドイツ)から一名ずつ任命することを方針とした。メンバーは以下のとおりである。

「海外側]

フランク・フォン・ヒッペル(アメリカ):プリンストン大学教授。

フレッド・バーカー(イギリス):エネルギー政策コンサルタント。

クリスチャン・キュッパース(ドイツ):エコ研究所研究員。

マイケル・シュナイダー(フランス):国際エネルギーコンサルタント。

「日本側 1

吉岡斉:九州大学大学院比較社会文化研究院教授(座長)。

飯田哲也:環境エネルギー政策研究所所長(事務局長)。

海渡雄一:弁護士。

橘川武郎:東京大学社会科学研究所教授。 藤村陽、京都大学大学院理学研究科助手。

1 - 4 . 国際評価パネルICRCの今日までの活動の概略を示す。まず2005年3月29日、海外側委員3名(フォン・ヒッペル氏欠席)を招聘してキックオフ・ミーティングを行った。

その場で日本側委員から基本的な評価の目的と視点が提示された。また評価の主たる対象となる「中間取りまとめ」の英訳(原子力資料情報室フィリップ・ワイト氏による労作付表を含む)が渡された。さらに海外側委員3名には、百聞は一見にしかずとの考えに立って、同日の第22回策定会議を傍聴して頂いた。(ただし筆者の随員枠は1名のみで他の2名は一般傍聴枠に回された)。

キックオフ・ミーティングを踏まえて4月より、海外側委員がそれぞれ「中間取りまとめ」に対する評価レビューを作成し、8月までにすべて揃った。この海外レビューに対して、日本側委員が構成や内容に注文をつけ、補筆してもらった。それと並行して6月より日本側委員が集まって「総説」作成作業を進めた。そして海外側委員の承認を得たうえで4本の海外レビューと一緒に束ねた。

1-5.報告書は、総説(第1章)と4本の海外レビュー(第2-5章)を組み合わせたもので、英語版と日本語版からなる。合計約140ページの労作である。専門書として出版可能な水準のものに仕上がっていると自負している。

報告書は、東京都中野区中野4-7-3、環境エネルギー政策研究所気付ICRC事務局、T:03-5366-1186,F:03-3358-5359)に頼めば、有料で入手できる。

1 - 6 . また国際評価パネルICRCの活動に興味をもってくださった福島県の主催で、 2 0 0 5 年 9 月 4 日に、国際シンポジウム「核燃料サイクルを考える」が、東京(大手町 JAホール)で開催された。そこには3名の海外側委員(バーカー氏欠席)、4名の日本側委員(海渡氏欠席)の他に、3名の再処理推進論者がパネリストとして参加した。司会は、加藤秀樹氏(構想日本代表)がつとめ、開会・閉会の挨拶を佐藤栄佐久福島県知事が行った。

1-7.報告書の結論は、以下のとおりである(以下、引用)。

「中間取りまとめ」は、従来の核燃料サイクルバックエンド政策が、選択肢の議論を一切排除してきたことを考えれば、再処理の凍結や直接処分の実施をも選択肢として考慮した点で、一歩前進であると評価できる。また経済性分析で、直接処分の方が再処理よりも大幅に経済的であることを認めた点も評価に値する。しかし、その他の判断においては、論理構造と個別項目評価の両面において重大な欠陥がある。したがってそれは、核燃料再処理に関する現行政策が、公共利益の観点から最善であることの論証に成功していない。

国際評価パネルの報告書は、そのことを立証するものである。

報告書においては全体として、日本側委員が感じたのと同様の問題点が、海外側委員によって指摘され、両者が基本的に同じ認識に立つことが確認された。とりわけ、「中間取りまとめ」が粗雑な評価とそれにもとづく決定であるという認識で、両者は一致した。

国際評価パネルの主たる目的は、「中間取りまとめ」の妥当性の検証であり、政策上の代案を出すことではない。それは国際評価パネルの姉妹組織であるBEARグループが、並行して取り組んでおり、国際評価パネルのメンバーの多くも、それに参画・協力している。

国際評価パネルの検討結果から導かれる結論は、原子力委員会は「原子力政策大綱 (案)」の核燃料サイクルバックエンドに関する方針を再検討し、六ヶ所再処理工場の操業無期凍結を日本原燃に要請し、その間に適切な政策オプションが何であるかについて、正しい方法論にのっとった検討を進めるべきだ、というものである。

原子力委員会自身が、その再検討の作業を行う場合は、中立的な議長と事務局のもとで現行政策に対する賛否が全体として拮抗するようなバランスで委員を新たに選考し、審議することが必要である。

もし原子力委員会が、適切な政策決定の場を再設定できない場合、政府は原子力委員会以外の機関に、政策決定の場を新たに責任をもって設定し、あらためて審議させることが望ましい。そこでは原子力政策という狭い枠組みではなく、より広いエネルギー政策全体の枠組みに立って、核燃料サイクルバックエンドを含む原子力政策のあり方について審議が行われるべきである。

2.原子力政策大綱(修正案)について

2 - 1 . 原子力政策大綱(修正案)は、本質的な意味で「原子党マニュフェスト」である と筆者は理解しているので、建設的な代案を出すことは不可能であり、全文の抜本的な書 き直し以外にはないと考えている。とはいえ、せっかく与えられた機会なので、基本政策 への異論(少数意見に記す)以外で、気になった点についてコメントする。

- 2 2 . 「原子力利用の着実な推進」(36 43ページ)は、商業原子力発電、高速増殖炉、核燃料サイクルバックエンドについての基本方針を記した、政策大綱の心臓部に当たるが、多くの異論がパブリックコメントで出されたにもかかわらず、「一字」の修正もなされていない。このことは、この部分が、原子力関係者の間での合意によってがんじがらめに縛られた部分であることを推測させる。これによって原子力委員長及び原子力委員会事務局は、基本政策に関しては国民が何を言おうと一切の修正に応じないという姿勢を明確にしたと、国民から理解されるに違いない。
- 2 3 . 7 0 1 名から 1 7 0 7 件の国民意見が寄せられた。これは、徒労となることを予期していた多くの国民が、それでも座視するわけにはいかないと、意見を書いてくれた賜物であり、敬意を表したい。

地方公聴会での近藤委員長の説明によれば、各省庁が具体的な政策を立てる際には、政策大綱の本文だけでなく、全ての議事資料を参考にすることとなるので、国民意見はたとえ政策大綱に反映されなくても、無視されるわけではないのだそうだ。しかし、「この意見にも留意せよ」と近藤委員長が具体的に言及し、具体的リストを作らなければ、どんな役人が棄却された国民意見に注目するのだろうか。

2 - 4 . 高速増殖炉について、「2050年頃から商業ベースでの導入を目指す」という 一文が入ったことは、国民を混乱させている。

高速増殖炉の導入時期については、筆者が再三にわたり指摘してきたように、「軽水炉の寿命を60年とし、既存の原子炉が新たな原子炉によってリプレイスされると仮定し、次のリプレイス集中期の後半にかろうじて間に合う時期として、2050年頃からという時期設定が行われたに過ぎず、そのフィージビリティは何ら議論されていない。そもそも実用化計画自体が存在しないので、2050年頃という時期設定はあってはならない話である。

それでも国民意見の中には、2050年という目標を設定するからには、そこに至るタイムテーブルを明示せよという要求が、少なからず含まれていた。自分が好きな事業をいかなる状況下でも一歩でも前に進めたいという気持ちは分かるが、そうした「無条件推進論」(いかなる状況下でも戦線確保を目指すべきで、一歩でも先に進むことが既得権となる、という現場責任者的観点に立つ議論であり、原子力関係者の大多数がこの発想法に慣れ親しんでいるとみられる)の人々に、誤解を与えるような目標時期を立てたことは誤りである。その削除が妥当である。

2 - 5 . 原子力・放射線技術士の役割を、政策大綱にしっかり記載すべきだという国民意見が、少なからずみられた(49ページ、116ページなど)。わが意を得たりである。技術士はプロフェッショナル・エンジニアに必須の資格として定着しているものである。その資格を取得するには、単に専門分野の知識・技能だけでなく、総合技術監理に関する深い見識も要求される。それには当然、技術倫理も含まれる。

原子力の世界で「原子力安全文化」といわれるものが根付いていない原因のひとつは、 自立したプロフェッショナル・エンジニアが、日本では必ずしも育っていないことにある と思われる。プロフェッショナル・エンジニアを尊重する文化を醸成することが急務と考 えられる。

なお「原子力安全文化」については、20年以上前から言葉として存在するにもかかわらず、その具体的な明細が一向に明らかにならないまま今日に至っている。筆者のような歴史家にとって、文化という概念はきわめて馴染みの深いものであるが、さまざまの文化を言葉で明瞭に表現することが歴史家の使命である。「原子力安全文化」が実質的に無定義のまま20年余りにわたり使われてきたことは、歴史家として驚愕に値する。その明細を解明することの必要性を、政策大綱に書いてはどうか。

2 - 6 . トリウム・サイクルに関する国民意見が、「新計画の構成(案)」に対する国民意見に引き続き、少なからずみられた(126ページなど)。トリウム・サイクルとプルトニウム・サイクルとは、核分裂エネルギー利用の2つの主要な方式であり、1行も取り上げないことは理解に苦しむ。プルトニウム・サイクルが深刻な行き詰まりに陥ってから長い時間が経過した現在、なお1行も取り上げないのはなぜだろう。トリウム・サイクルは単なるひとつの革新技術ではなく、プルトニウム・サイクルと同格のものである。「選択と集中」によって除外してよい種類のものではない。トリウム・サイクルの排除は、ある意味で、直接処分について何の具体的検討もしてこなかった原子力委員会の今までの姿勢と共通のものである。オルターナティブな選択肢としてトリウム・サイクルがあり、その研究が進められていることに関する記述があった方がよい。

「付録]

内閣府原子力委員会「原子力政策大綱」少数意見(9月16日案)

[目次]

第1節 はじめに

第2節 政府の役割についての基本的な哲学

第3節 商業原子力発電政策

第4節 核燃料サイクルバックエンド政策

第5節 核軍縮・核不拡散関連政策

第6節 補遺

第1節 はじめに

この文書は、2005年7月28日開催の原子力委員会第31回新計画策定会議に、筆

者が意見書として提出した文書に、わずかの加筆修正を加えたものである。さらなる加筆修正を加えることにより、2005年秋に策定予定の内閣府原子力委員会「原子力政策大綱」に添付する「少数意見」とする予定である。

ふりかえれば、原子力政策大綱本文案は、第29回策定会議(6月15日)において、初めて配付された。そのおおよその内容は、今までの一連の「中間取りまとめ」「論点整理」の内容に準拠したものとなると予想されていたが、案に違わずそうなった。第30回策定会議(7月15日)に配付された修正案も、基幹的方針の変更はなかった。第31回策定会議(7月28日)で大筋承認され、議長一任の修文ののちパブリックコメントに付される再修正案も、同様となった。1行の修正もなかった。

私は毎回のように、幾つかの主要方針について異論を唱えてきた。またこれらの主要方針が「原子力政策大綱」に盛り込まれるならば少数意見を書かざるを得ないと、再三にわたり予告してきた。それを現実化するときが来たようである。

新長期計画案に示されている基幹的方針のうち、私が異議を唱えるのは、次の4種類の ものに対してである。

第1は、政府の役割についての基本的な哲学に対してである。

第2は、原子力発電政策の内容に対してである。

第3は、核燃料サイクルバックエンド政策の内容に対してである。

第4は、核軍縮・核不拡散政策の内容に対してである。

これら以外の種類の方針についても、私には多くの異議がある。それらは毎回欠かさずに提出してきた意見書、とりわけ第30回策定会議に提出した意見書の付録(添削書)に書いた通りである。しかしそれら周辺的方針に関する異論まで、この少数意見に書き込んめば膨大な分量となるので、ここでは上記4つの中心的方針のみについて、異論を書くこととした。以下の第2節から第5節が、それに該当する。

2.政府の役割についての基本的な哲学

2 - 1 . 公共利益への奉仕が鉄則

政府の公共政策は、公共利益への奉仕が鉄則である。それゆえ政策の対象に対して、中立的な立場をとることが必要である。ところが政策大綱案では、原子力研究開発利用の推進関係者の立場から、原子力研究開発利用の円滑な推進のための方針を定める、という姿勢に立って、計画案が作られている。つまり「業界」団体的立場が明確に採用されているここで「業界」とは産業界だけでなく、政界・官界・学界の関係者をセクター横断的に総称するものである。そうした特徴を私は、毎回の意見書で「原子党宣言」(渡辺慧)というキーワードで表現してきた。

この姿勢の問題点はもちろん、エネルギー全体、および科学技術全体の中での、客観的 視点からみた原子力の最適な役割は何かという観点を放棄し、原子力の役割の(所与の環 境条件のもとでの)最大化を、目指していることにある。それゆえ原子力委員会の決定は 業界団体の声明と本質的に同様の性格のものである。もしそれを、政府が(閣議報告など の形で)そのまま認めるようなことがあれば、公共利益のための公共政策決定の責任者と しての任務を放棄することを意味する。

なお私は、「原子力研究開発利用活動が、人類社会の福祉と国民生活の水準向上に寄与しないか、もしくは寄与の度合いが原子力と競合する他の手段と比較して総合的に劣ると判断される場合には、研究開発利用の禁止、制限、保護・支援の撤廃も有力な選択肢となる」という記述を入れるべきだという趣旨の提案を、再三にわたってしてきたが、拒否された。また私は、この考え方に立って、商業原子力発電に関して、脱原発オプションを含む政策オプションの総合比較評価を行わねばならないと主張してきたが、これも拒否された。このようなことでは、国民はこの政策大綱案の正統性を認めないであろう。

これに関連しては、原子力基本法や原子力委員会等設置法の規定を改めるべきだという意見も出されている。原子力発電からの撤退が1980年代以降、多くの国で現実的な選択肢となってきている中で、推進を前提とするかのような表現が、法律の世界で使われ続けているのは問題である。しかし当面は、「推進」には「推進しない」ことも含むといった形で、法律解釈を明確にしておくという形で処理することも可能である。

2 - 2 . 政府の過剰介入の伝統から脱却すべき

第2は、政策大綱案が政府の過剰介入の伝統の継承していることである。つまり政府計画の行政指導による強い「束縛的介入」と、きわめて手厚い「支援的介入」の双方を、堅持する姿勢を示していることである。このうち「支援的介入」については、以下にあげる手厚い支援政策リストがある。

- (1)立地支援(電源三法を中心とする)。
- (2)研究開発支援(同上)。
- (3)安全・保安支援(コストを国が肩代わりする)。
- (4)損害賠償支援。
- (5)バックエンドコスト免責支援(破綻処理対策支援を含む)。
- (6)総括原価方式支援。
- (7)生涯安定操業保証支援(給電指令等)。

しかしエネルギー政策における政府の役割は、公共利益実現のためのルール設定に限られるべきであり、そのルールのもとで民間事業者が自己決定・自己責任の原則に立って行動するのが適切である。「官民一体」体制は、解体する必要がある。公共利益を実現するためのルールの基本は、エネルギーの種類ごとの措置ではなく、エネルギーの特性ごとの措置であるべきである。ある種類のエネルギー(たとえば原子力発電)に、もし公共利益上のメリットがあるならば、そのメリットの種類と度合いに、ちょうど見合うような優遇を提供すればよい。逆にそのデメリットについては、罰則を課せばよい。ここで重要なのは、メリット/デメリットの種類ごとに、優遇/罰則を導入するという分析的な姿勢である。

政府の「束縛的介入」は、法律にもとづくものに限定すべきである。さらに「支援的介入」に関する措置は、上記のような公正なルールの設定を行うもの以外は、すべて廃止するのが適当である。廃止の対象には原子力損害賠償法や電源三法も含まれる。電気事業者の自己決定・自己責任を尊重すべきである。

もちろん上記の原則は、商業原子力発電事業のみならず、核燃料サイクルバックエンド 事業など、原子力事業全般に当てはまる。

ただし私は、政府が民間事業もふくめてマイクロマネジメントを貫徹させることには反対であるけれども、政府事業の拡大については、必ずしも否定的ではない。民間が背負うのが困難な事業については、政府が引き取ればよいと筆者は考えている。たとえば地方の中小規模電力会社の幾つかが、国(原子力発電をになう新しい独立行政法人)に、核廃棄物をふくめて原子力関連事業すべてを売却し、将来の財務リスクも国に委譲するというのは、将来ありうるオプションのひとつである。

その一方で、民間事業については、民間の自己決定・自己責任に委ねるのが適切である たとえば中央の大規模電力会社が、利益の源泉として原子力関連事業を引き続き保有した いのなら、核廃棄物もふくめてすべて責任を負って頂く。

以上のような理論的考え方を、筆者が整然とした形で表現するようになったのは200 1年である。ただしその考え方は1990年代半ばから徐々に形成されてきたものである 2001年以降は修正の必要を認めていない。

2 - 3 . 国民負担とそのリスクを最小化すべき

上記とも密接に関連するが、国民(納税者、消費者)の負担とそのリスクを最小化することが、公共政策のつとめである。ところが政策大綱案はこの点でも落第である。そこでは政府が(民間事業も含めた)原子力研究開発利用推進に最大限のコミットメントを示しその見返りに電気事業者に対して、コストの肩代わり(国民への転嫁)や、リスク免責(国民への転嫁)のための、あらゆる政策手段を講ずる、という「政府保証」の基本方針が採用されているのである。

それを象徴するのが、核燃料サイクルバックエンドに対する再処理等積立金(5月13日参議院本会議で可決成立)である。そこでは再処理等のバックエンド事業が失敗し、事業者に巨額の債務や、事業の不履行にともなう「負の遺産」(再処理未遂に終わった莫大な使用済核燃料等)が生じても、電気事業者がその財務リスクを免除され、国民が代わってそれを負担するための、最大限可能な配慮がなされている。従ってこれに対して少数意見を書かなければ、将来において国民に損害をもたらしたことについて、不作為の責任を追及されるおそれがある。

もうひとつの象徴的な例は、政府が原子力発電のシェアを現在以上の水準に維持するというコミットメントが、政策大綱案において明確にされていることである。その実現を危うくするような事態が生ずれば、ありとあらゆる政府支援が、電気事業者に対してなされることが、実質的に内約されていると見ることができる。そうした政府支援には、財務リスクの肩代わりのみならず、新自由主義改革(電力自由化)の推進を手加減する、といった包括的性格のものも含まれていると解すべきであろう。

電気事業者は、原子力発電への政府のコミットメントを確約させ、それへの国策協力を誓うことにより、事業経営の長期的安泰に関する政府保証を獲得することを、目指していると考えられる。いわば政府に対する「原子力発電人質作戦」である。しかし政府保証が国民負担にもとづいて行われることを考えれば、国民にとってこのような駆け引きは迷惑千万である。

2-4.「政府保証」の限界

ただしこれらの「政府保証」は確実なものではない。なぜなら政府の「市場経済」や「国民世論」に対するコントロール能力は限られており、また政府自体の支払い能力も万全のものではないからである。

たとえば、バックエンド事業が失敗する場合、電気事業者は再処理積立金で破綻処理をすることが法的には可能かも知れないが、無責任な投資行動によって当該の失敗がもたらされたと、国民によって判断される場合には、電気事業者は自己負担を余儀なくされる。また、垂直統合体制の保障に象徴される、手ぬるい電力自由化政策が、電気事業者の無責任な投資行動を許したのだと国民世論が判断すれば、電気事業者に対して懲罰的な電力自由化が断行されるおそれもある。

加えて、無責任な投資行動を続ける日本の電気事業者に対して、株式市場が拒絶反応を示し、株価が暴落するおそれがある。ここで注目に値するのは海外投資家の影響力の強まりであり、この投資家たちが通常の商取引の常識にもとづいて、日本の電力会社の投資行動について辛辣な評価(会社の格付けの引き下げなど)をくだせば、株価暴落という事態が発生する可能性がある。

この株価暴落は電力業界に限定されるとは限らない。電気事業者の地位の重さを考えれば、それが日本の株式市場全体に波及するおそれもある。また「政府保証」を引き受けることになっている国の財務上の信用にも、大きな影響がおよぶ。国債のランクづけの暴落などである。

さらに、電気事業者のバックエンド事業への深入りや、それにともなって発生する種々の事故・事件が、日本経済のカタストロフィーへのドミノ倒しの出発点となるおそれもある。つまり上記のような事態に重ねて、さらに不幸にも相乗効果をもたらすような他の事故・事件が重なり合ったとき、日本経済のカタストロフィーが起る可能性がある。

その悪影響は東アジアやアメリカを中心として全世界に波及する。そのとき原子力委員会や経済産業省は、かつていわれたのとは異なる意味で、ノートリアスJAEC、ノートリアスMETI、の称号を頂戴することになるかも知れない。

バックエンド事業の破綻だけによって、そうしたシナリオが現実化するとまでは思えないが、種々のカタストロフィーの要因を考慮したイベントツリーについて、机上演習をやってみるべきである。

遺憾ながら、そうした「危機リスク」の分析をすべきだと私が再三にわたり主張してきたにもかかわらず、策定会議では(プール満杯による全ての原子力発電の停止という、非現実的なシナリオ以外は)何も議論されなかった。

過剰な「政府保証」が、角をためて牛を殺す危険性を有することに、思い至るべきであるう。

第3節 商業原子力発電政策

3 - 1 . 方法論上の誤り

まず本項で方法論上の誤りについて述べ、次項以降で内容上の難点について述べる。

方法論としては、すべての有力な政策オプション(脱原発オプションを含め、筆者は3つを挙げた)について、「核燃料サイクルバックエンド問題」と同様の評価枠組に基づいて総合評価を行い、その結果に基づいて特定の政策オプション(核燃料サイクルとは異なり、架空シナリオではない)を選ぶことが必要であった。

しかしこれは拒絶され、代わりに以下のような方法論が採用された。つまりエネルギー 安全保障と地球温暖化防止にとって原子力発電はメリットがあるという理由をあげて、そ こから一足飛びに、以下のような要点の結論が出された。

第1点:原子力発電を日本の発電電力量全体の30~40%程度という現在の水準程度か、それ以上の水準に、21世紀全体をとおして、維持することが適当である。

第2点:そのために政府と電気事業者は、この数値目標の達成を確実にするための取組を進めるべきである。たとえば既設原発の廃止に際しては、代替原発(大型軽水炉を中心とし、状況によっては中型軽水炉も選択肢とする)を建設すること、つまり原発を原発でリプレイスすることを基本とする。(単なる廃止や、他の発電施設による代替はない)。

第3点:なお政府は、原子力発電支援のために、現在国会で審議中のものや、詳細な制度設計についてなお検討中のものもふくめ、『従来政策』をすべて丸ごと堅持する必要がある。

第4点:高速増殖炉については2015年ころから実用化に取り組み、商業的導入条件が整うことを前提に、2050年頃からの導入を目指す。

これら4つの結論は、いずれも内容上不適切である。以下各々についてコメントを記す

3-2.原子力発電のシェア維持を目標とすること(第1点)の誤り

上記のように、発電電力量の30~40%のシェアを今後一世紀にわたって維持するという数値目標が定められている。しかし上記のような「強い」方針を、なぜ採用するかについての合理的根拠は、示されていない。

原子力発電シェアの超長期的維持の必要性については、石油・天然ガスの需給逼迫が将来生ずる可能性があるという点と、二酸化炭素排出という点において原子力発電が優れているという点の、2点に関連するデータを、パッチワーク的に拾い集め、それを根拠として上記の結論を導いているだけである。

そもそも社会的・技術的・資源的状況の変化によって、最適なエネルギー供給構造は常に変化するものであり、固定的な30~40%という数字は不可解である。

3-3.民間事業者の束縛(第2点)の誤り

数値目標の設定そのものが、政府の正統な権限を逸脱していることについて、適切な認識がない。政府が、特定の種類のエネルギーのシェアについて、数値目標を立てて政策的誘導を行うことは、自動的に他の種類のエネルギーのシェアを制限することを目指すことを意味しており、市場への過剰介入である。

政府の役割は公共利益の実現にとって適切なルールを定めることであり、各種エネルギーのシェアを決めるのは、そのルールに従いつつ技術的・社会的状況変化に敏感に反応し

て行動する生産者・消費者の選択である。

民間事業者が原発の原発によるリプレイスを義務づけられ、代替原発のスペックまで指定されるというのは、まるで社会主義計画経済である。

3-4.あらゆる政策的支援措置の正当化(第3点)の誤り

政府の原子力研究開発利用支援政策について、社会的公正および費用対効果の観点からひとつひとつ分析的に評価し、それにもとづいて廃止をふくめた改革案を示すというプロフェッショナルな政策論において採用すべきアプローチが、はじめから放棄されている。

政策評価とそれにもとづく政策の不断の見直しこそ、原子力委員会の基本的使命であり それが放棄されていることは、原子力委員会の基本的使命そのものが、ないがしろにされ ていることを意味する。

3 - 5 . 高速増殖炉サイクル技術(第4点)の誤り

政策大綱案においては、2015年頃から実用化計画を再発足させるというニュアンスの濃厚な記述が含まれている。また「2050年頃からの商業ベースでの導入を目指す」という記述まで含まれている。

高速増殖炉の導入時期については、「軽水炉の寿命を60年とし、既存の原子炉が新たな原子炉によってリプレイスされると仮定し、次のリプレイス集中期の後半にかろうじて間に合う時期として、『2050年頃から商業ベースでの導入を目指す』という時期設定を行った。しかしこのフィージビリティは何ら議論されていない。そもそも実用化計画自体が存在しないのだから、目標時期設定などできるはずがない。

にもかかわらずこのような目標が掲げられたのは、日本で「最初のリプレイス集中期」 (2030年から2050年代前半)の後半に間に合わなければ、「その次の(第2の) リプレイス集中期」まで待たねばならず、時期設定はさらに40~50年遅れる(2100年前後となる)こととなるからである。そうしたみっともない目標年次を出したくなかったのだろう。それならば目標年次を出さなければよかったのだが、それすら示せなければ予算請求上不利との認識があったためだろう。

ところで政策大綱案には、「もんじゅ」は高速中性子環境を提供できることを踏まえ、 燃料製造及び再処理技術開発活動と連携して、高速増殖炉の実用化に向けた研究開発等の 場として活用・利用することを期待する、具体的な活動計画については、その段階までの 運転実績や「実用化戦略調査研究」の成果を評価しつつ進めることとする、という主旨の 記述があるが、これは段階を区切った方針決定、の理念に反する。「先の先」まで決定す ることになるからである。

3 - 6 . 電気事業者はなぜ「国家統制」に従うのか

ところで電気事業者が、国家統制色のきわめて濃厚な「論点の整理(上述)」について 異論を唱えないことは、私にとって理解困難である。そこで理由を忖度してみた。

現在程度の原子力発電シェアを超長期にわたって維持することは、きわめて手厚い政府 支援なしには無理である。原子力発電は現在の政策のもとでは、じり貧にある可能性がき わめて高い。 しかし国策として30~40%のシェア堅持という目標が定められれば、電気事業者はそれに協力することを条件として、何か起こった場合には、あらゆる政府支援を要請することができる。いわば電気事業者が原子力発電を続けていくための政府保証が、この「論点の整理」によって、約束されたのである。

電気事業者は、原子力発電への政府のコミットメントを確約させ、それへの国策協力を 誓うことにより、事業経営の長期的安泰に関する政府保証(新自由主義改革の手加減を含む)を獲得することを目指しており、政策大綱案にはそうした意思が貫かれている。

商業原子力発電政策に関する私の代案は、すでに前節で述べたので繰り返さない。公共 利益実現にとって必要なルールを政府が設定し、その枠組の中で電気事業者が自己決定・ 自己責任の原則で行動することである。

また高速増殖炉については、実用化の見通しが立たないのであるから、「4-1-2. 革新的な技術概念に基づく技術システムの実現可能性を探索する研究開発」(43ページ)として小規模の予算をあてがうのが適切である。

第4節 核燃料サイクルバックエンド政策

4-1.「総合評価方式」

まず第1~2項で方法論上の誤りについて述べ、第3項以降で内容上の難点について述べる。

複数の選択肢を立てての「総合評価方式」を採用した。その事自体は評価できる。ちなみに筆者は1995年からこの方式を採用せよと主張し、はじめて原子力委員会専門委員となった1997年にも、それを中心的な主張として掲げた。

しかし後述のように、方法論が不適切であり、政策ではなく仮想事業シナリオが、総合評価される形となった。それは実質的に、再処理方式と直接処分方式との間の、「2つの方式の一般論的な比較評価」となった。それでも、何であれ総合評価が行われたこと自体は、悪いことではない。

直接処分の実施を含む選択肢も、仮想事業シナリオという形で、考慮された。その点では従来と比べて改善された。従来は再処理以外の選択肢は、想定さえされなかった。

上記の一環として、コスト等検討小委員会が、再処理と直接処分のコスト比較評価を行った。これも本邦初演であった。(従来は外国の研究報告に日本のデータを当てはめた評価があった程度である。以上のような改善点はみとめられる。

4 - 2 . 論理的に二重の大飛躍

しかし方法論がまちがっていた。「政策総合評価にもとづく、ベストの政策選択」というごくあたりまえの方式が採用されなかった。政策総合評価の代わりに、それと似て非なるものとして、仮想事業シナリオを複数立てての総合評価を実施し、そこから論理的な大飛躍をして、「現行の強い政府介入政策を堅持するとともに、さらに強力な追加の政府保証を与える」という趣旨の政策勧告を導き出す、という論理的アクロバットを演じた。

4-3.きわめて恣意性の高い評価

内容的には、仮想事業シナリオ総合評価において、個々の評価基準(核不拡散、安全性 安定供給、経済、環境、等)に照らしての判断が著しく歪んでいた。全体的特徴としては できるだけ再処理方式を有利に見せようとして、恣意的評価を重ねた。全体としては、再 処理が不利なケースについては、現実を軽視しつつ空想を重視し、有利なケースについて は逆の姿勢をとるという傾向が顕著だった。以下、簡潔に、個別項目に関する評価の問題 点を列挙してみた。

4-4.個々の評価基準に照らした恣意的評価

第1に、核不拡散については、ルールが厳格に守られるとの前提を立て、再処理シナリオと直接処分シナリオを同等とした。しかし核物質のイントリンシックな性質に由来する 危険性は、管理方式によって解消できるものではない。

第 2 に、安全性についても、同上の考え方を取り、 2 つのシナリオが同等との判断を示した。しかしALARAの精神からは、このアプローチは適当ではない。

第3に、安定供給については、ウラン資源節約効果のみを考慮したが、これはほとんど意味のある論点とは言えない。「原子力長期計画国際評価パネル」(筆者が委員長をつとめ、環境エネルギー政策研究所が事務局をつとめ、高木仁三郎市民科学基金の助成を受けている)に参加している外国人エキスパートも皆、この論点が意味をなすとは考えていない。

だが強いて言えば、安定供給については、再処理路線の方が難が大きいと思われる。なぜなら再処理が重い負担となることによって発生する電気事業者の経営リスクと、それによる電力供給の不安定化のリスクが、大きいからである。また再処理事業の技術的信頼性の低さが、原子力発電全体の足を引っ張るという悪影響も無視できない。さらにプルトニウム燃料利用の前提が崩れたときの核燃料の供給不安定化リスク(それを避けるには余分の出費をして、ウラン燃料を余分にスタンバイしておく必要がある)も無視できない。それらすべてを無視した結果、新計画策定会議は再処理シナリオが優れるとした。

第4に、経済については、直接処分シナリオを有利とした。2060年までの60年間で計算。全量再処理シナリオは1.6円/kWh、全量直接処分シナリオは0.9~1.1円/kWh、両者の比は、1.5~1.8倍。しかし「政策転換コスト」(貯蔵プール満杯による原発停止をもたらす)を力説することにより、優位性を割り引いた。この論点も「原子力長期計画国際評価パネル」のエキスパートたちには、甚だ理解しがたいようである。たとえばドイツでは、今後発生する使用済核燃料は全てオンサイト貯蔵されることとなったが、それに関する合意確立に際して目立った障害はなかった。

第5に、環境については、高レベル処分場のコンパクト化の効果と、循環型社会の目標への適合性が高いことを論拠に、再処理シナリオを有利とした。再処理工場から放出される放射能(平常時、事故時)は取るに足らないとされた。中低レベル廃棄物が再処理によって非常に大量に発生することは考慮されなかった。使用済MOX燃料についても正統な扱いをしなかった。

第6に、柔軟性の観点からの評価も加味した。その記述はあまりにも荒唐無稽であった

そこでは再処理方式が本質的に柔軟な選択を可能にするという前提がとられ、それを少しでも弱めると硬直的になるという認識がとられた。

以上をふまえ、総合的に再処理シナリオが、直接処分シナリオよりも優れるという結論 を出した。

4-5.政策総合評価を素通りしての、現行政策のリコンファーム

「再処理の方が、直接処分よりも、良く見える。」という上記の一般的結論から一足飛びに、「現行の強い政府介入政策を堅持する」という趣旨の政策勧告を導き出した。

その致命的欠陥は、政策評価が素通りされたことであり、それによりベストと思われる 政策(「将来的にどの路線をとるにせよ、英仏プルトニウムの消費が進むまでは、再処理 事業を凍結する」)が、あらかじめ選択肢から外されたことである。(「再処理モラトリ アム案」は、事業シナリオにおいて、非常に戯画的な形で設定された)。

4-6.再処理等積立金法(追加の政府保証)

この法律は、原子力発電事業者(実用発電用原子炉設置者)から、再処理等積立金を徴収するもので、従来の使用済核燃料再処理引当金制度(1983年度~)の抜本的拡充にあたる。(実質的には事業者が、消費者に費用を転嫁することとなる)。その特徴は4つある。

第1に、外部積立方式をとる(資金管理法人を設置)。

第2に、積立金の額は、経済産業省令で定める。(因みに電源開発促進税法、原子力損害賠償法などは法律で規定。しかし特定放射性廃棄物最終処分法は、省令に白紙委任。これに準拠)。

第3に、積立金の取り戻しのルールが省令に白紙委任されている。また再処理をやらない場合、事業者は積立金を取り戻せる。

第4に、既発生分の使用済核燃料の再処理等の費用を資金管理法人は徴収できる。その ルールは経済産業省令が定める。

4-7.再処理等積立金法の難点

再処理積立金法案の問題点は、以下の通りである。

第1に、外部積立の方が内部留保よりはベターだが、しょせんは消費者が無用の負担を 強いられる。直接処分と比べて再処理は大幅に高く、しかも不確実性の幅も広い。

第2に、省令に白紙委任は問題である。当初の納付率は、電気事業分科会報告に準拠した金額になるかもしれないが、法律改正の障壁がないので、自由に値上げできる。

第3に、再処理事業が破綻しても積立金は消費者に返還されない。「取り逃げ、取られ損」の可能性が高い。その後、使用済核燃料は国有化されるおそれが濃厚である。その結果「核廃棄物」は全部、税金で処理しなければならなくなる。(国有化に際し、積立金の国庫移管の国民世論が高まるのは当然であろう)。

政府・事業者があくまで全量再処理に固執し、その結果として膨大(数十兆円をこえる)な追加費用が発生するという可能性は低い。32000トンを100%の稼働率で再処理した場合のコスト(18.8兆円)は架空だという指摘は正しいが、青天井の追加コ

ストが積立金として徴収される可能性は現実的ではない。蓄えた積立金は「破綻処理」に 使われる。

第4に、過去の原発関連コストを、将来の発電電力量から(15年分割で)徴収する不公正な仕組みである。(将来の消費者が身に覚えのない金を支払う。火力発電から原子力発電への資金移転がなされる)。

4 - 8 . 無責任行政

以上の勧告の、内容上の難点は、再処理事業が高コストかつ経営的にハイリスクであるにもかかわらず、その推進を電気事業者に要請し、のみならず電気事業者が実質的に再処理以外の選択肢を選べない現在の状況を、改めようとしていないことである。国民は高いコストを負担せねばならず、また経営リスクが顕在化した場合も、その損失は国民に転嫁されるようになっている。再処理等積立金法はそれを担保するものである。さらに再処理等積立金では対応できないような事態が発生した場合でも、その損失は結局は国民が負わねばならない点にも留意が必要である。まさに無責任行政である。

4 - 9 . 現行政策に代わる代替案(吉岡案)の骨子

筆者の代案は、過去の意見書に記載したとおりであるが、改めて要点のみを記す。

- (1)使用済核燃料発生事業者が、再処理と直接処分のいずれをも自主的に選択できるよう、政府が可及的速やかに、必要な法令整備を進める。立地審査における行政指導などによって、法律上は実施義務はない再処理を、電気事業者に事実上義務づけてきた仕組みを廃止する。直接処分を研究開発の重点課題に指定して、十分な予算措置を施す。
- (2) 六ヶ所再処理工場の運転について政府は、プルトニウム需給バランス維持の観点から、英仏からの返還プルトニウム在庫の費消(プルサーマルの進展等による)が近づくまで、日本原燃に実施凍結を勧告する。凍結解除後は、日本原燃の自己決定・自己責任に委ねる。使用済核燃料は当面、全量中間貯蔵する。
- (3)あらゆる「政府保証」を廃止する。再処理等積立金については、次のような法改正の勧告を行う。過去分については導入しない。将来分については、積立金は単位数量ごとの固定価格で清算する。事業者が再処理をやめる場合は、実施済の分(前記の方法で清算)を除く全額を国民に返還する。徴収率は省令ではなく法律で定める。ため込んだ使用済核燃料については、直接処分のための制度整備をし、そこで処理する。
- 4 10. なお上記の勧告は、「事業シナリオ」の総合比較評価を実施せずとも、おのずと導かれるという点に、留意する必要がある。

その際の判断の決め手となるのは、自由主義の原則と、需給バランス上の要請(それは2つの観点に由来する。ひとつは核不拡散・核物質防護の観点であり、もうひとつは健全な製造業の観点である)。

そのことは「政策オプション」の総合比較評価の方がはるかに簡単で、結論も明快なのだということを裏付けている。

5 - 1 . 核軍縮・核不拡散の観点の重要性

原子力委員会の主たる守備範囲は、原子力の民事利用政策であり、軍事利用政策は権限外である。しかし軍事利用と民事利用との間の密接なリンケージを考えれば、原子力委員会も、民事利用政策を立てるときに、核軍縮・核不拡散に関連する事柄を充分考慮しなければならない。核軍縮・核不拡散に関する国際秩序の不安定化が1990年代後半から進んだ結果として、国際管理体制が崩壊の危機に瀕している現状を考えれば、なおさらのことである。

5-2.21世紀の世界秩序と核軍縮・核不拡散

21世紀は、国際政治力の多元化の時代となるであろう。20世紀の後半(1940年代後半から90年代初頭)は、国際秩序安定期であった。冷戦体制は、それなりに多元的であり、決して東西二元論で片づくような単純なものではなかったが、国際秩序は比較的安定していた。それが次第に不安定化しつつある。

アメリカは世界をコントロールする実力をもたない。アメリカが国際協調主義をとって いれば、他の諸国の力も借りて、もっと安定した世界秩序を築くことができたはずである が、「単独行動主義」ゆえに、その支配力は限定されている。

また将来的には遠からず、同等ないしそれ以上の国力(軍事力を含む)を備えた国々が 台頭し、国際政治力の多元化が進むであろう。そうした状況下で、核技術をめぐる国際秩 序の安定を維持するのは、容易ならざる課題である。

このことをよく念頭において、国際核秩序の将来について考える必要がある。つまり国際秩序の変化にともない、核軍拡・核拡散はきわめて起こり易い、という一般的認識を持っておく必要がある。

5 - 3 . 核軍縮・核不拡散に関する消極姿勢が際立つ

ところが政策大綱案は、核軍縮・核不拡散に関して、効果的なブレーキをかけるための 方策を何も提案しておらず、むしろ効果的な方策の導入へ向けての国際社会の努力を冷笑 する姿勢すら見せている。それはとくに以下の4点にあらわれている。(これらは「ある べき記述の不在」という形で表現されている)。

- (1)核兵器保有国、とりわけアメリカの核軍縮への消極姿勢に対して、きわめて寛大な姿勢をとっている。日本が各兵器保有国に対してシンボリックな実力行使を行うことは それなりに可能であるが、それをやる気はまったくない。
- (2)日本自身が核拡散の担い手とならないために、可能な防護手段をすべて講じることに、否定的な姿勢をとっていることである。たとえば非核三原則の立法化をはかり、北東アジア非核化条約の締結交渉のイニシアチブをとる、といった行動を起こすことに否定的である。
- (3)核物質・核施設・核技術の国際管理について、後ろ向きであり、日本の機微核技術に関する既得権堅持の障害となるような国際的ルール(エルバラダイ構想など)の導入

に強く抵抗している。

(4)日本のプルトニウム需給バランスの確保について、従来はそれが事業実施の大前提であるとの立場をとってきたが、いつの間にか曖昧化されている。ブッシュ政権が続いている間に、「余剰プルトニウムは幾ら溜め込んでも、管理さえしていれば何の問題もない」という新たなルールを、実質的に作ろうとしているのだと推察される。「政策大綱(案)」本文から、「余剰プルトニウム」というキーワードが排除されているのは、そうした姿勢の反映と思われる。

以上4点について、政策大綱案に言及しつつ、私の見解を述べる。

5 - 4 . 核兵器保有国への実力行使(第1点)

かつてニュージーランドがアメリカに対して行ったような、米海軍艦に対して核兵器搭載のチェックを行う、という強い措置を導入する必要はない。核軍縮に取り組む日本政府の姿勢が本気だということを、国際社会に信じてもらうためには、たとえば次のような措置が効果的と思われる。

NPT等の国際条約に抵触するか否かによらず、核兵器を保有する協力相手国(アメリカ、フランス、中国、インド等)の核兵器研究開発利用と、直接的・間接的なリンケージをもち、それを助けるおそれのある協力(解釈次第ではきわめて包括的なリストを作ることができる)は、自粛するのが筋であろう。

核軍縮・核不拡散に関する国際秩序の不安定化を、これ以上増幅させないためには、核兵器保有国や機微核技術の開発利用を特権的に認められている一握りの国々(そのトップが日本である)は、既得権保持に固執すべきではない。核兵器保有国の核軍縮の努力が必ずしも十分ではなく、そのことが核不拡散体制の強化を阻害していることにかんがみ、一層の核軍縮努力を核兵器保有国に対して要請し、その要請を実効力あるものとするための必要な措置を講じていくことが重要となっている。

もちろんこれは日本の機微核技術に関する技術力向上にとって障害となることが少なくないと思われるが、核兵器保有国の核兵器産業や核兵器技術の発展を阻害する効果に比べれば、まるで取るに足らぬことであろう。日本は核兵器保有国(とくにアメリカ)に寄り添ってい、それと交換で機微核技術に関する特権を保持しているという国際社会からの批判は、さけようがない。

なお、言うまでもないことだが、日本が機微核技術に関して特権を認められているのは NPT/IAEA体制への忠誠のゆえではなく、日米同盟のゆえである。他の国がいくら NPT/IAEA体制への忠誠を誓っても、日本と同等の特権を得られる見込みはない。

5.5.日本の核武装を封ずる防護手段をすべて講じること(第2点)

次に重要なことは、日本自身が核拡散の担い手とならないために、可能な防護手段をすべて講じることである。政策大綱案には、日本が「原子力利用を厳に平和の目的に限って推進し」といった現状についての記述が見られるが、それだけでは国際社会の信頼はえられない。予見し得る将来にわたり軍事目的の原子力利用を行わないこと、そのひとつの保証として非核三原則の立法化をはかり、北東アジア非核化条約を締結する、などの記述を追加することが必要ではないか。それでもなお不十分だとは思うが、ないよりはずっとよ

ll.

その理由は、日本が「潜在核兵器大国」(第25回会議での「核倶楽部準会員という表現は、ここでは使わないが、定義を変える必要はない)だからである。日本は、第25回の審議からも浮き彫りにされたように、核兵器を安全保障上不可欠の兵器として認める国であり、また同時に、あらゆる機微核技術を、核兵器国以外では唯一、特権的に保持することが認められている国でもある。このような国が、自国の機微核技術保有について、どのような価値を認識しているかについては、おのずと明らかである。

第1は、国際情勢変化(たとえばアメリカの「核の傘」が保証できなくなった場合など)に対する保険である。

第2は、アメリカに対する安全保障上のバーゲニングパワーである。それは日米関係の スタビライザーとしての役割を果たすと同時に、緊張関係醸成の要因でもある。

第3は、周辺諸国とくに潜在敵国への政治的バーゲニングパワーである。ただしそれは 緊張関係醸成の要因でもある。

日本の機微核技術の研究開発利用について、国際社会が警戒・懸念・不快感等を示すことが少なくないことは、上記に照らせば容易に理解できることである。それゆえに、わずかでも信頼を高めるための措置が必要と思われる。

そうしたトップクラスの重要性をもつ国際政治上の課題と比べれば、研究開発利用関係者の利害関心の実現の有無は、取るに足らない。

5 - 6 . 核物質・核施設・核技術の国際管理を進めること(第3点)

これについて前向きの取組を進めることを明記する必要がある。この「国際管理構想」は、少なくとも科学者の間では、広島・長崎の原爆投下よりも前から、真剣に議論されてきた話題であり、それが核技術を人類がコントロールするために不可欠であることは、はるか昔から認識されてきた。不幸にして現実の取組は遅々として進んでいないが、その現実にあぐらをかいてよいというものではない。

エルバラダイ構想 - ・機微性の高い核燃料サイクル諸施設(ウラン濃縮施設、再処理施設等)に関する新規事業を当面凍結し、その期間中に、このカテゴリーに含まれる施設の多国間管理の方策(MNA: Multinational Nuclear Approach)について、検討・協議を進める - ・については、もっと前向きの姿勢が必要と思われる。政策大綱案が、核物質・核施設・核技術の国際管理構想の具体的運用方法はもとより、構想そのものについても、前向きの姿勢を示していないのは、問題である。(議論への積極的参画という記述が加わった程度である)。

その背景には、日本の機微核技術に関する既得権益に強く執着し、既得権堅持の障害となるような国際的ルールの導入には断固抵抗する、という姿勢があると思われる。

5 - 7 . プルトニウム需給バランスの確保(第4点)

上記とも関連するが、プルトニウム需給バランスの確保がきわめて重要である。長期プルトニウム需給見通しを策定し、需給バランスの観点から生産調整を行うべきである。日本が海外再処理分も含め、いたずらにプルトニウムの在庫を増やすことは、核兵器国が核軍縮努力をしないことと同様の効果を国際社会に与え、国際核不拡散体制の安定化を阻害

するおそれがあるためである。

長期プルトニウム需給計画には需要と供給だけではなく、輸送(英仏からの海上輸送を含む)と使用済核燃料貯蔵についての計画も含めるべきである。その全体像の提示が必要である。そこでは日本全体の計画はもとより、事業者ごとの計画も示すべきである。

このプルトニウム需給見通しの重要なポイントは、プルサーマル(需要の9割以上を占める)について、現実的な見通しを示すことである。

2010年度までに実施の可能性があるのは、九州電力と四国電力の2基に過ぎず、装荷量は1トン以下と見られる。そこからどのようにプルトニウムの需要を立ち上げていくのか、現実的な見通し(事業者別)が必要である。

もちろん、2000年長期計画にあげられていた、1997年の電気事業連合会の計画 --2010年度までに年間16基から18基体制とする--は、全面撤回が不可欠であ る。

6.補遺

「原子力政策大綱(案)」のひとつの特徴は、従来政策に対する批判的意見に対して、 一定の配慮がみられることである。

第1に、原子力のメリットとされる特性(潜在的特性を含む)が、確実なものではなく社会的・技術的状況変化に応じて「可変的」だという点を、認める記述が随所に入っている。筆者は、原子力発電が安定供給特性に優れ、その拡大が地球温暖化対策として優れているという見解には否定的であるが、そうした現状も今後の状況変化により「可変的」であることは認める。その点、支持的立場の者と批判的立場の者の双方が、原子力発電のメリット/デメリットが「可変的」だということを認めること自体は、議論が平行線をたどることと比べれば、悪いことではない。

第2に、上記とも関連するが、原子力発電の将来の発展は保障されたものではなく、 競争相手に勝たなければ生存できないという点を、何カ所かで強調しているのも、悪いこ とではない。

第3に、以上2つの点を踏まえて、原子力研究開発利用に関する政策も、将来にわたって不動のものではなく、「可変的」であるということが、前回までと比べて強調されていることも、悪いことではない。第30回(7月15日)用の本文案と比べても、「政策の柔軟化」に関して若干の改善が認められる。

第4に、きちっとした政策評価の必要性を随所で指摘しているのも、結構なことである (末尾の第6章)。

しかしながら、「原子力政策大綱(案)」が基本政策に関して、「政治的に些かも動かせない諸命題」で全体を固めている点において、筆者はやはり少数意見を書かざるを得ない。

最後に、筆者が再三にわたって主張し続けてきたことではあるが、「原子力政策大綱 (案)」の英文版の作成をお願いしたい。それによって文章の意味がより明瞭となること が期待される(英語にもひどい悪文はあるが)。また世界中からコメントを頂くことは、 計画案の改善をはかっていく上できわめて効果的である。

以上。